

特定感染症検査実施要綱

(総則)

第1条 後天性免疫不全症候群及び性感染症並びにウイルス性肝炎を予防し、及びそのまん延を防止することを目的として実施する検査（以下単に「検査」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(検査の内容)

第2条 検査の対象となる項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 後天性免疫不全症候群及び性感染症

- ア HIV検査
- イ クラミジア検査
- ウ 梅毒検査
- エ 淋菌^{りん}検査

(2) ウイルス性肝炎

- ア B型肝炎検査
- イ C型肝炎検査

(対象者)

第3条 対象者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前条第1号に掲げる検査 検査を希望する者（以下「検査希望者」という。）

(2) 前条第2号に掲げる検査 過去に当該検査を受けたことがない検査希望者

(申込)

第4条 検査希望者は、保健所健康づくり課に申込みをするものとする。

2 第2条第1号の検査の申込みについては、検査希望者は電話にて匿名で申込みをするものとする。

3 保健所健康づくり課は前項の申込みを受けたときは、検査希望者の年齢及び性別を確認のうえ、検査実施日時を検査希望者に伝えるものとする。

(費用)

第5条 検査の費用は、無料とする。

(実施場所等)

第6条 検査を実施する場所は横須賀市保健所とし、検体の検査は横須賀市健康安全科学センター又は市長が委託した検査機関が行うものとする。

(検査結果)

第7条 検査の結果については、横須賀市保健所における対面による説明又は

文書の送付により行うものとする。ただし、第2条第1号の検査の結果については横須賀市保健所における対面による説明に限るものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。